

各 位

会 社 名 株式会社 S E E D
(登記上 株式会社 シード)
代表者名 代表取締役 岡橋 成泰
(J A S D A Q ・ コード 1 7 3 9)
問合せ先 管理部グループ長 七海 不二男
(TEL. 0 7 5 - 5 9 5 - 1 3 1 1)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日) 最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を 1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式

普通株式とし、平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日) 最終の発行済株式の総数に 99 を乗じた株式数とします。

①分割前の発行済株式の総数	13,600 株
②分割により増加する株式数	1,346,400 株
③分割後の発行済株式の総数	1,360,000 株
④分割後の発行可能株式総数	4,000,000 株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 平成 25 年 9 月 11 日 (水曜日) (予定)
- ②分割の基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)
- ③分割の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

3. 単元株制度の採用について

(1) 採用する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した効力発生日をもって、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木曜日) をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものがあります。

併せて、現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000 株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000 株</u> とする。
(新設)	<u>第 7 条 (単元株式数)</u> 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 7 条～第 37 条 (条文省略)	第 8 条～第 38 条 (現行どおり)

(下線__は変更部分を示します。)

- (3) 効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

以上